# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会 〒420-8558 静岡市葵区春日2丁目4番34号 TEL 054-253-5580 FAX 054-253-5589 [インターネット] http://www.shizukokuhoren.or.jp/ 静岡県国保連合会 検索

紙媒体で請求されている事業所様へ

「老発 0815 第 2 号 平成 26 年 8 月 15 日付 第二 主な改正内容」により 平成 30 年 4 月以降

# 紙媒体での介護保険請求ができなくなります!

※一部例外規定あり

早期の電子媒体・伝送(インターネット)請求への移行をご検討ください。

## 《参考省令》

「平成 26 年 8 月 15 日付 老発 0815 第 2 号」※別紙にて掲載 《例外規定及び免除届出様式》

例外規定(一部抜粋)

請求省令附則第二条による免除届出書 外2種※別紙にて掲載

※例外規定による免除届出については、提出時期が確定しておりません。確定し次第 おってお知らせいたします。<u>現段階での届出は受け付けておりませんのでご注意く</u> <u>ださい。</u>(届出書はサンプルのため斜線を引いております。)

なお、伝送(ISDN)での請求は平成30年4月以降できなくなります。伝送での請求を検討される場合はインターネット環境での請求をお勧めします。

静岡県国保連合会のホームページ内【介護保険】→【介護事業所の皆様】→【インターネット請求をお考えの事業所の皆様へ】に詳細を掲載しています。インターネット請求をご検討される際は、是非御覧ください。

インターネット請求(伝送請求)のメリットが平成28年7月1日発行の「介護保険だより」に掲載されております。HPから閲覧可能

老発 0 8 1 5 第 2 号 平成 2 6 年 8 月 1 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令 の一部を改正する省令」の公布について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成26年厚生労働省令第98号)については、本日公布され、本日から施行することとされております。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村 (特別区を含む。)を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に 周知をお願いいたします。

記

#### 第一 改正の趣旨

介護サービス事業者等が審査支払機関に対して行う費用の請求に関して、審査支払事務の一層の効率化を図る等の観点から、原則として、請求方法を伝送又は電子媒体による請求に限定するものであること。あわせて、伝送又は電子媒体による請求が困難である介護サービス事業者等に配慮するため、一定の場合には書面による請求を可能とする例外規定を設けるものであること。

## 第二 主な改正の内容

1 伝送又は電子媒体による請求への限定

現行の介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)においては、支給限度額管理が不要なサービス一種類のみを行っている場合等、一定の類型に該当する事業所等に

ついては、当分の間、書面による請求を可能としているところ。

こうした事業所等について、引き続き書面による請求を行おうとする場合には、平成29年度末までに審査支払機関に届出を行うものとし、届出を行わない場合には、平成30年度以降は伝送又は電子媒体による請求に移行するものであること。(附則第2条関係)

#### 2 伝送又は電子媒体による請求の例外を規定

あわせて、次に掲げる事業所等については、平成30年度以降も書面による請求を可能とする例外規定を設けるものであること。 (附則第3条及び第4条関係)

(1) 常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日においていずれも65歳以上である事業所等であって、その旨を平成30年3月31日までに審査支払機関に届け出たもの。

ただし、当該事業所において、平成30年3月31日における年齢が65歳未満である常勤の介護職員その他の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届け出るものとし、当該届出の日の属する月の翌々月以降は伝送又は電子媒体による請求に移行することとする。

- (2) 次の事由に該当する旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たもの
  - ① 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合 (障害が生じている間に行う請求に限る)
  - ② コンピュータの販売又はリースを行う事業者との間で、設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している介護サービス事業所等であって、設置又は導入に係る作業が完了していない場合(設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う請求に限る)
  - ③ 改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている場合(改築工事中である施設又は臨時の施設において事業を行っている間に行う請求に限る)
  - ④ 事業の廃止又は休止に関する計画を定めている場合(事業の廃止 又は休止するまでの間に行う請求に限る)
  - ⑤ その他、伝送又は電子媒体による請求を行うことが特に困難な事情がある場合(当該請求に限る)
  - ※ ①から⑤までの事由に該当する旨の届出を行う際には、届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
  - ※ ①、②又は⑤に該当する旨の届出を行うに当たり、届出をあらか

じめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、請求 の日に当該届出を行うことができることとする。この場合にあって は、届出の内容を確認できる資料は、請求の事後において、速やか に審査支払機関に提出するものとする。

#### 第三 その他

#### 1 インターネット請求化について

「介護給付費等のインターネット請求化に伴う請求省令の見直しについて」(平成 26 年 1 月 23 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)においてもお知らせしているとおり、サービス事業所等から審査支払機関に対する請求方法のうち、「伝送」については、これまで ISDN 回線によることとしてきたが、平成 26 年 11 月以降、インターネット回線による請求を可能とすることとしている。

また、ISDN 回線による請求を行うことができる期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

#### 2 インターネット請求を行う際の電子署名について

「伝送」による請求をインターネットによって行うときは、その請求が 真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、事業者等が保 持する証明書により、電子署名及び認定業務に関する法律(平成12年法律 第102号)に基づく電子署名を行い、その電子証明書を添付することとす る。

## 例 外 規 定 (各種届出書より抜粋)

- 1、「請求省令附則第二条による免除届出書」該当条件
  - ①支給限度額管理が不要なサービス ※1種類のみを行う事業所
    - ※居宅療養管理指導(予防含む)、特定施設入居者生活介護(予防含む短期利用以外)、 認知症対応型共同生活介護(予防含む短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生 活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ②支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業 1種類のみを行う事業所
  - ③支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う事業所
  - ④施設サービス(介護福祉施設サービスおよび介護保険施設サービスをいう。以下同じ。) のみを行う50床未満の介護保険施設
  - ⑤施設サービスおよび支給限度額管理が不要なサービス1種類を行う50床未満の介護 保険施設
  - ⑥施設サービスおよび支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護 保険施設
  - ⑦施設サービス、支給限度額管理が不要なサービス1種類および支給限度額管理が必要なサービス1種類を行う50床未満の介護保険施設
- 2、「請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除届出書」該当条件 従業者の年齢が平成29年度末において、いずれも65歳以上である事業所(インタ ーネットによる請求、電子媒体による請求を行える体制を有する者を除く。)

ただし平成29年度末において65歳未満の従業者が新たに従事することとなった場合は、その旨を審査支払機関に届出を行い、届出を行った月およびその翌月に限り、紙による請求を行うことができる。

- 3、「請求省令附則第四条による免除届出書」該当条件
  - ①電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合
  - ②電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合
  - ③改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合
  - ④事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合
  - ⑤その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合
  - ※1 届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。
  - ※2 ①、②又は⑤による届出を行うに当たり、当該届出をあらかじめ行えないことに

ついてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等又は総合事業費の請求の日に当該届出を行うことができる。

この場合にあっては、前項の資料は当該介護給付費等又は総合事業費の請求の事後において、速やかに審査支払機関に提出するものとする

## 請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき、 下記のとおり届け出ます。

 	<u>け出</u> ※	<u>るものと</u> 電子情幸	<u>  第2条第1項(※ &lt;する。</u> 最処理組織又は磁気 ♥⑦及び裏面参照)	<b>゙</b> ゙゙゙゙テープ、フレ	·キシブルデ	・ ・ィスク若 l	しくは光デ	ィスクによる	る請求を	行うこと	が特に困難	と認められる
<b>-</b>	圖県		東保険団体連合	御中		 設 者 f在地(	•	平月		年	月	E E
1		<b>華</b> 伊 除	 事業者番号	<u> </u>		T 种及 O'TY	X111 (	<u></u>				H)
$\cup$	)I.	<b>设体</b> 网	<b>争未</b> 有留写		-							
				フリガナ		\						
2	事	業所名	称									
3	郵	便番号			-	1	4 電訊	番号				
							1					
⑤	事	業所所	在地									
<b>6</b>	サ	ービス	の種類									
7	届	出事由	※該当する項目	目の太枠に〇	をつけてく	ください。						
		1	支給限度額管理 (短期利用以外)、地 宅療養管理指導、介 種類のみを行うす	↑護予防特定施 <b>范</b>	设入居者生活	養管理指導 活介護(短 活介護(短期	章、特定施設, 期利用以外) 利用以外)及	入居者生活介 、地域密着型 び介護予防語	護(短期和 介護老人 別症対応	利用以外)。 福祉施設。 型共同生	、認知症対応 入所者生活介 活介護(短期	型共同生活介護 注護、介護予防居 利用以外))—
			支給限度額管理	が必要なサー	ビスー種類	のみを行	うサービス	事業所	1			
	ハ 支給限度額管理が不要なサービスー種類及び支給限度額管理が必要なサービス 種類を行うサービ								行うサービ	ス事業所		
		=	施設サービス(介	·護福祉施設+	ナービス及び	<b>ゾ介護保健</b>	建施設サー	ビス)のみを	行う50月	未満の	介護保険施	設
		ホ	施設サービス及び	び支給限度額	管理が不要	<b>をサービ</b>	スー種類を	行う50床未	満の介詞	雙保険施	設	
		^	施設サービス及び	び支給限度額	管理が必要	をサービ:	スー種類を	・行う50床未	満の介詞	雙保険施	B.	
		۲	施設サービス、支給	限度額管理が不	下要なサービ	スー種類及び	び支給限度額	領管理が必要	なサービス	スー種類を	行う 0床未満	の介護保険施設
8	備		考								*	经 受付印

#### 【記入に当たっての説明】

附則第2条第2項

- 本届出は、事業所ごとに行うこと。⑦欄は、該当する項目の太枠に〇を記入すること。

電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出について(平成12年2月15日/23日介護保険制度施行 進備室事務連絡)

- 1. 介護給付費等に関する費用の請求
  - (1) 指定居宅サービス事業者等は、介護給付費等に関する費用を請求しようとするときは、審査支払機関に電子情報 処理組織によるか、又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスク(以下「磁気テープ等」という。) を提出しなければならない。

なお、電子情報処理組織による請求をISDNによって行うことができる期間は、平成30年3月31日までとする。

- システスの シャ 不川 守に ついては、 (I) にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の 関する省令(平成12年厚生省令第20号。以下「請求省令」という。)に定める帳票を用いて介護給付費等の 請求を行うことができる。 (2) 次に掲げる事業所等については、(1) にかかわらず、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に
  - 電子情報処理組織又は磁気テープ等を用いた請求を行うことが困難と認められる次の事業所等であって、平成30年 3月31日までに、その旨を審査支払機関に届け出たもの
  - 支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対 本型は反照自生が「「安後ター」へ、石七原委員生指导、付足地設入后有主治力護(短期利用以外)、認知維利 応型共同生活介護(短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老 人福祉施設入所者生活介護、介護予防語宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及 び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)をいう。またで、一種類のみを行うサービス事業所

  - ロ 支給限度額管理が必要なサービスー種類のみを行うサービス事業所 ハ 支給限度額管理が不要なサービスー種類及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行うサービス事業所
  - 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)のみを行う50床未満の 介護保険施設

  - ホ 施設サービス及び支給限度額管理が不要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設 へ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設 ト 施設サービスを制限度額管理が不要なサービスー種類及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50 床未満の介護保険施設

(以下略)

#### 請求省令附則第三条第二項又は第三項による免除(非該当)届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第3条(第2項・第3項)の規定に 基づき、下記のとおり届け出ます。

附則第3条第2項**〈免除該当)** <u>請求省令附則第3条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに、</u>

※ サービスに従事する常勤の介護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上であるものであって、その旨を審査支払機関に届け出たものは、書面による請求を行うことができる。

i	請求省令附	項 <b>(免除非該当)</b> <u>†則第3条第1項</u> 未満である常勤の	₽規定による	<u>る届出を行っ</u> の他の従業	<u>った指定居</u> :者がサー b	<u>宅サービス</u> ごスに従事す	<u>事業者等</u> ることに	<u>において、</u> こなった場合	<u>平成30</u> 今(※)に	<u>年3月3</u> は、当該領	<u>1日にま</u> t業者に	<u>らける</u> 係る	
E	年齢が65歳未満である常勤の入護職員その他の従業者がサービスに従事することになった場合(※)は、当該従業者に係る 氏名・生年月日を速やかに審査支払機関に届け出なければならない。 ※ この場合は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、書面による請求を行うことができる。												
			the ±	\ \ 		<b>者</b>		平成	年	月	E	1	
静	尚県国民健康	<b>聚保</b> 険団体連合	御中	1	所 在 地 名称及び	代表者名	(氏名)					(FI)	
1	介護保険	事業者番号								_			
			フリガナ										
2	事業所名称	<b></b>											
3	郵便番号			_		4	話番号						
<b>⑤</b>	事業所所	生地											
6	該当内容	免除 (該	当 ·	非該当	) ⑦	サービスの	の種類						
8	常勤の介護職員その他				氏名			/		年月日			
	• 生年月[							大・昭	\_	年	月	日	
	<u>※欄が足り</u> 備考欄に記	<u>ない場合は、</u> 載すること						大・昭	1	年	月	日	
[#	常勤人数】							大・昭		<b>F</b>	月	目	
*5	兼務の場合も1と	<b>人</b> 数えてください						大・昭	3	年	月	日	
											※ 受付	4即	
9	備	考									1		
•	и <del>н</del>	73											

## 【記入に当たっての説明】

届け出るものとする。

- 本届出は、事業所ごとに行うこと。 ⑥欄は、貴事業所(施設)の該当内容に〇印を付けること。 ⑧欄は、該当事業所で従事する常勤職員の人数(総数)・全員分の氏名・生年月日を記入すること。

## 請求省令附則第四条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第4条第1項の規定に基づき、 下記のとおり届け出ます。

i	れそ	れ当該名	- ビス事業者等の子子に掲げる介護網	うち、次の名 合付費等の語	子に掲げ 表 表 につい	<u>fるもの(氵</u> ヽて、書面[	<ul><li>() に該</li><li>こよる請</li></ul>	当する旨 <u>求を行う</u>	<u>'をあらかじ</u> ことができ	が審査 る <u>。</u>	<u>支払機関</u>	<u>に届け出た</u>	<u>:ものは、</u>	=
! ×	· 名	号につい	ヽては、裏面参照 											
			/			88 <b>-</b> n.	<del></del>		平月	ţ	年	月	日	
<b>圭</b> 4. □	可旧:	国兄/坤中	. 伊险田丛本会	御中			者 h (住)	5F )						
育事 に	可保	当氏健康	<b>E保険団体連合</b>	御 中 所 在 地 (住 所) 名称及び代表者名(氏名)									印	
				1		山小汉	0.10421	3 TU (D	V-11 /					417
1	介	護保険	事業者番号		$\setminus$									
				フリガナ	1	<u> </u>	<u> </u>	<u>i i</u>	i <b>!</b>	<u> </u>				
2	事業所名称					$\overline{}$								
3	③ 郵便番号				-		4	電話都	番号					
5	⑤ 事業所所在地						1							
6	サ	ービス	の種類											
7	届	出事由	※請求省令附	則第4条第	1 項各号	のうち該	当する暑	号の太科	にOを記.	 入した」	ー Lで該当	—— 項目を記.	入してく	ださい
		1号	回線機能障害理	由										
		2号	事業者との契約	日 平成	<b>注</b> 年	月	日	作業完	三子五日		平成	年	月	B
		3号	工事又は臨時施設開	始日 平成	在 年	月	日	工事又に	は臨時施設終	予定日	平成	年	月	日
		4号	廃止又は休止予	定日(	廃止	• 休止	)	平成	年	A	日			
		5号	特に困難な事情の	内容						1	\			
			1								1	*	※ 受付日	jp
											1			
8	備	考												
												$\perp$		

#### 【記入に当たっての説明】

附則第4条第1項

- ・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。 ・ ⑦欄は、該当する届出事由(請求省令附則第4条第1項各号のうち、該当する号)に〇を記入した上で、該当する 目 を記入(4号に該当する場合は廃止・休止の別に〇を記入)すること。※各号については裏面参照。

#### 【添付書類の説明】

・ ⑦欄で〇を付した届出事由の内容を確認できる資料を添付すること。

#### 附則第4条第1項各号

(本文) 指定居宅サービス事業者等のうち、次の各号に掲げるものに該当する旨をあらかじめ審査支払機関に届け出たものは、 それぞれ当該各号に掲げる介護給付費等の請求について、書面による請求を行うことができる。

- ●1号(電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合) **電気通信回線設備の機能に障害が生じた指定居宅サービス事業者等 当該障害が生じている間に行う介護給付費等の請求**
- ●2号(電子請求を行うための設備の設置又はソフトウェアの導入に係る作業が未完了の場合) 電子計算機の販売又はリースの事業を行う者との間で電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは 光ディスクによる請求に係る設備の設置又はソフトウェアの導入に係る契約を締結している指定居宅サービス事業者等であって、 当該設置又は導入に係る作業が完了しておらず、介護給付費等の請求の日までに電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブ ルディスク若しくは光ディスクによる請求ができないもの 当該設置又は導入に係る作業が完了するまでの間に行う介護給付費

●3号(改築工事中又は臨時の施設において事業を行っている場合) 改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設 サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている指定居宅サービス事業者等 業者等 当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、 指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行っている間に行う介 護給付費等の請求

- ●4号(事業所等の廃止又は休止に関する計画を定めている場合) 廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等 廃止又は休止に関する計画を定めている指定居宅サービス事業者等 廃止又は休止するまでの間に行う介護給付費等の請求
- ●5号(その他電子請求を行うことが特に困難な事情がある場合) その他電子情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求を行うことが特に困難な事情 がある指定居宅サービス事業者等 当該請求

#### 附則第4条第2項

指定居宅サービス事業者等は、前項の規定による届出を行う際、当該届出の内容を確認できる資料を添付するものとする。

#### 附則第4条第3項

3月374 不常354 指定居宅サービス事業者等は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当する旨の同項の規定による届出を行うに当たり、 当該届出をあらかじめ行えないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出に係る介護給付費等の請求の 日に当該届出を行うことができる。この場合にあっては、前項の資料は当該介護給付費等の請求の事後において、 速やかに審査支払機関に提出するものとする。